

久留米歯科衛生専門学校同窓会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は久留米歯科衛生専門学校（以下学校と称する）同窓会とする。

(目 的)

第2条 本会は学校の発展と口腔衛生の向上並びに会員相互の親睦を計る事を目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

1. 学校の発展に必要な事項
2. 会員の親睦に必要な事項
3. 口腔衛生向上に必要な事項
4. 会員名簿の発行
5. その他本会に必要な事項

(本 部)

第4条 本会は本部を学校内に置く。

第2章 会 員

第5条 会員は正会員と特別会員とする。

1. 正会員 本会は久留米歯科衛生専門学校卒業生を正会員とする。
2. 特別会員 現職並びに退職した本校の教職員（会費は免除）

(権 利)

第6条 本会が行う事業について、会員は意見を述べることができる。

(義 務)

第7条 会員は次の義務を負う。

1. 会員は本会の事業に協力しなければならない。
2. 会員は、本籍地、現住所、氏名に変更があった場合には、本部に届けなければならない。
3. 正会員は所定の入会金、会費並びに負担金を本会に支払わなければならない。但し、2ヶ年間会費未納の者は自然退会とみなす。

第3章 役 員

第8条 本会は次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名

理事 若干名 監事 2名
会長と監事は正会員の互選により決める。
ほかの役員は会長が指名する。

(任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。任期中やむを得ず辞任を要する場合、会長は、緊急理事会（会長、副会長、理事）を召集し承認を得、後任を指名する。

第4章 会議

(総会)

第10条 本会は毎年1回総会を開催する。

(内容)

第11条 総会においては、前年度の会計及び事業の報告をなし、且つ翌年度の予算及び事業案を決める。

第5章 会計及び財産

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経理)

第13条 本会の経費は次の収入による。

1. 会費及び負担金及び臨時会費
2. 入会金
3. 寄付金
4. 雑収入
5. 前年度より繰越金

(入会金及び会費)

第14条 本会の入会金は3,000円とする。会費は年額1,500円とする。尚、会費は卒業時5年分一括払いとする。

第15条 父母会誌の発送は、入会后5年間とする。

(附則)

第16条 本規約は総会の議決により変更することができる。但し、総会の議決は出席者の過半数の同意を要する。

第17条 本規約は昭和59年6月16日より施行する。
本規約は平成2年6月9日より施行する。